

## 議案第 1 号

### 「令和 6 年地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について (地域公共交通確保維持改善事業費補助金)

地域における公共交通は、人口減少やマイカーの普及といった要因から利用者が減少し、厳しい状況が続いております。

特に市町間を結ぶ幹線系統の支線となる系統(フィーダー系統)においては利用者が限られ、慢性的な赤字路線となっていますが、地域住民の生活の手段として、存続が求められております。

このような生活交通路線を確保・維持するため、国により「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の交付が行われております。

本交付金を活用するためには、管轄する地域公共交通会議において「令和 6 年地域内フィーダー系統確保維持計画」が策定されていることが要件となっております。

宇和島市公共交通活性化協議会の管内においては、宇和島市及び宇和島自動車株式会社の 2 者が交付対象となる路線を運行しており、これらの路線において本交付金を活用するため、「令和 6 年地域内フィーダー系統確保維持計画」を策定することについて、提案するものです。

併せて、協議会での承認後、国へ認定申請を行うにあたって軽微な修正等が必要となった場合は、事務局へ一任いただきますようお願いいたします。

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 宇和島市地域公共交通活性化協議会  
住 所 愛媛県宇和島市曙町 1 番地  
代表者氏名 会長 玉田 光彦

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

<p>生活交通確保維持改善計画の名称</p>
<p>宇和島市地域内フィーダー系統確保維持計画</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>宇和島市は愛媛県の西南部（南予地方）に位置し、総面積が468.15km<sup>2</sup>、典型的なりアス式海岸が続く宇和海と山に囲まれた地形となっており、平成17年8月1日に旧宇和島市と旧北宇和郡吉田町、旧三間町、旧津島町が合併して誕生したまちである。</p> <p>市内を運行する鉄道路線は、予讃線と予土線の二つのJR路線で、予讃線は当市から香川県高松市まで、予土線は当市から高知県高岡郡四万十町まで運行されている。</p> <p>民間路線バスは、宇和島自動車株式会社により運行されており、当市以南に鉄道がないことから、市役所や公立病院、学校施設などの主要施設を結ぶ路線バスは、市民が生活するうえで極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、近年は人口減少やマイカーの普及による輸送人員の減少で、厳しい経営を余儀なくされており、運行路線の見直しや、やむなく廃止された路線もある。</p> <p>このように、地域の公共交通を取り巻く環境が厳しい中で、市民生活の利便性を確保し、公共交通の空白・不便地域を解消するため、今後もコミュニティバスの運行を確保・維持していく必要がある。</p> <p>九島地区は、周囲約10km、人口739人（令和5年4月現在）の島である。島内には、公民館、郵便局等の主要施設がある。</p> <p>平成28年4月に医療、福祉、消防等の行政サービスの地域間格差の解消のため、九島住民の長年の悲願であった九島架橋が完成したことに伴い、それまで本土への唯一の交通手段となっていた航路（九島～宇和島航路）が廃止。平成29年4月には小学校が本土に統合され、小学生は路線バスにより通学を行っている。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、地域住民の通院、通学、買い物を中心とした生活に必要な不可欠な手段として平成28年4月より運行が開始された路線バス（きさいや広場～本九島）を確保・維持していく必要がある。</p>

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

本計画における利便性を考慮した地域内フィーダー系統を計画どおり運行し、利用者数を維持していく。また、地域内フィーダー系統の経路又は運行ダイヤ等について、不断の見直しを行うとともに、路線ごとの運行実態を適切に把握し、効率的で利用者満足度の高い運行をめざす。

(宇和島市地域公共交通網形成計画 P.26 参照)

#### ■ R6事業年度

運行形態	路線名	計画運行回数	目標利用者数
定時定路線型	大河内線	607.5回	1,215人
	大良線	1,458回	4,200人
	筋線	972回	1,944人
	川之内線	922回	1,844人
	音地線	1,165回	2,330人
	大藤線	729回	1,458人
	増田線	729回	1,458人
デマンド型	別当線	1,100回	1,400人
	大河内線	40回	40人
	川平線	50回	80人
定時定路線型	きさいや広場 ～本九島線	3,226.5回	30,204人

### (2) 事業の効果

利用者ニーズに即した運行形態の導入と運行体制の整備により、地域に愛される交通網を構築し、高齢者の外出促進と活動機会を増加させることにより、将来にわたる地域住民の生活交通の確保・維持につながる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 広報誌等での周知（宇和島市）
- ・ 定時定路線型の公共交通ネットワーク（鉄道、路線バス、コミュニティバス、離島航路）が一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（宇和島市）
- ・ ホームページでのバスの乗り方の周知（宇和島自動車株式会社）
- ・ 小学生等を対象としたバスの乗り方教室の実施（宇和島市、宇和島自動車株式会社）（宇和島市地域公共交通網形成計画 P.29 参照）
- ・ 再編後のコミュニティバス路線の見直し（宇和島市、運行委託事業者）

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別紙（表1）のとおり。

<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>宇和島市が運行するコミュニティバスに要する費用には運行収入及び国庫補助金を充て、不足分は宇和島市が負担する。 宇和島自動車株式会社の運行する「きさいや広場～本九島線」については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を宇和島市が補助金として交付することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>宇和島市、宇和島自動車株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>別紙（表5）のとおり。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

## 20. 協議会の開催状況と主な議論

### 令和2年度

令和2年6月22日 【書面開催】	地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更について 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和2年7月20日 【書面開催】	自家用有償旅客運送の変更登録について
令和2年9月16日 【書面開催】	自家用有償旅客運送の更新登録について 吉田地区コミュニティバス停留所の追加について
令和3年1月25日 【書面開催】	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について コミュニティバス定員超過対応の基本方針について 協議会設置規約の廃止及び運営規則の策定について

### 令和3年度

令和3年6月24日 【書面開催】	地域内フィーダー系統確保維持改善計画の変更について 地域内フィーダー系統確保維持計画について
令和4年1月19日 【書面開催】	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 津島地区コミュニティバスの再編に係る自家用有償旅客運送の変更登録について（経由地の追加） 三間地区コミュニティバスの運行内容の一部変更について

### 令和4年度

令和4年6月27日	地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について 宇和島市地域公共交通網形成計画に係る事業報告について 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の策定について
令和5年1月10日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について （地域内フィーダー系統確保維持計画） 宇和島市地域公共交通網形成計画に係る事業報告について生活 吉田地区コミュニティバス停留所の追加について

### 令和5年度

令和5年5月26日	地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について 宇和島市地域公共交通網形成計画に係る事業報告及び地域公共交通計画の策定について 地域モビリティの実証実験について（戸島地区）
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------

21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>コミュニティバスの利用者アンケートを実施し、別当地区においては運行予約を「1時間前」から「30分前」に短縮、吉田地区においてはダイヤ改正、三間地区においてはデマンド運行のバス停を増設するなど、利用者の意見を反映した施策を実施した。</p> <p>なお、協議会の構成員には、市内自治会連合会や老人クラブ、PTA連合会、女性団体連絡協議会といった住民組織の各代表が含まれており、住民意見が計画事業に反映される仕組みを設けている。</p> <p>また、地域からの要望を受けて延伸や運行範囲の拡大を行う際には、あらかじめ目標利用者数等について地域と協議し、利用が少ない場合は見直しが必要となることを共有することで、地域においても利用を促進いただいている。</p> <p>きさいや広場～本九島線を新設するにあたっては、平成26年8月に建設課が実施した九島架橋事業に関するアンケート調査及び、平成27年12月に開催した九島架橋開通に係る関係事項説明会での島民の意見をダイヤ、ルート設定等の参考とした。また、九島校区連合自治会より時刻変更の要望を受けて、宇和島自動車株式会社と市の3者による協議の結果、令和4年10月より一部時刻を変更した。</p>	
22. 協議会の構成員	
関係都道府県	愛媛県南予地方局建設部建設企画課
関係市区町村	宇和島市総務企画部企画課 宇和島市建設部
交通事業者・交通施設管理者等	四国旅客鉄道株式会社、 宇和島自動車株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、 南予ハイヤー協議会、宇和島ハイヤー株式会社、 大洲河川国道事務所、宇和島警察署
地方運輸局	四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	宇和島市連合自治会、宇和島市PTA連合会、 宇和島市女性団体連絡協議会、宇和島市老人クラブ連合会、 宇和島自動車労働組合、宇和島市観光物産協会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 愛媛県宇和島市曙町1番地

(所属) 宇和島市総務企画部企画課

(氏名) 古田 歩

(電話) 0895-49-7003 (直通)

(e-mail) kikaku1@city.uwajima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	宇和島市	(1) 大河内線	吉田駅	立間小学校	大河内	往 6.1km 復 6.1km	243日	607.5回			路線定時運行	①	吉田駅前バス停で補助対象地域間幹線系統田之浜～天敷園線と接続	③
	宇和島市	(2) 大良線	吉田駅	吉田中学校	大良	往 14.1km 復 14.1km	243日	1,458.0回			路線定時運行	①	吉田駅前バス停で補助対象地域間幹線系統田之浜～天敷園線と接続	③
	宇和島市	(3) 筋線	吉田駅	吉田中学校	筋	往 11.6km 復 11.6km	243日	607.5回			路線定時運行	①	吉田駅前バス停で補助対象地域間幹線系統田之浜～天敷園線と接続	③
	宇和島市	(4) 筋線	吉田駅	鳥首口	筋	往 6.6km 復 6.6km	243日	364.5回			路線定時運行	①	吉田駅前バス停で補助対象地域間幹線系統田之浜～天敷園線と接続	③
	宇和島市	(5) 川之内線	道の駅みま	川之内	道の駅みま	往 16.4km 循環	243日	922.0回	○		路線定時運行	①	道の駅みまで補助対象地域間幹線系統東高校前～虹の森公園前線と接続	
宇和島市	宇和島市	(6) 音地線	三間支所	音地集会所	宮野下駅前	往 20.4km 循環	243日	1,165.0回	○		路線定時運行	①	Aコープ三間で補助対象地域間幹線系統東高校前～虹の森公園前線と接続	
	宇和島市	(7) 大藤線	道の駅みま	大藤集会所	もみの木前	往 16.7km 循環	243日	729.0回	○		路線定時運行	①	道の駅みまで補助対象地域間幹線系統東高校前～虹の森公園前線と接続	
	宇和島市	(8) 増田線	道の駅みま	増田集会所	三間支所	往 11.6km 循環	243日	729.0回	○		路線定時運行	①	道の駅みまで補助対象地域間幹線系統東高校前～虹の森公園前線と接続	
	宇和島市	(9) 別当線		別当		往 km 復 km	293日	1,100.0回			区域運行	①	市立病院前で補助対象地域間幹線系統東高校前～野村病院線等と接続	③
	宇和島市	(10) 大河内線		大河内		往 km 復 km	243日	90.0回			区域運行	①	吉田駅前バス停で補助対象地域間幹線系統田之浜～天敷園線と接続	③
	宇和島市	(11) 川平線		川平		往 km 復 km	243日	50.0回			区域運行	①	吉田駅前バス停で補助対象地域間幹線系統田之浜～天敷園線と接続	③
	宇和島自動車(株)	(12) きさいや広場～本九島線	きさいや広場	市立病院	本九島	往 9.0km 復 9.0km	363日	3,226.5回			路線定時運行	①	宇和島自動車(株)の宇和島～城辺線バスセンターに接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宇和島市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	40,916
交通不便地域等	70,809

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
70,809	宇和島市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条
595	宇和島市、津島町	離島振興法第2条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
宇和島市地域公共交通網形成計画	令和元年7月1日	
南予地域公共交通再編実施計画	令和2年9月1日	令和2年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

10 3 6

		R5	R4	R3	R2	R1	H30
		1,900	2,000	2,200	2,300	2,300	2,300
		293	680	1,167	1,458	1,859	2,066
		-	-1,320	-1,033	-842	-441	-234
		-	34.0%	53.0%	63.4%	80.8%	89.8%
		-	-487	-291	-401	-207	-305
		-	58.3%	80.0%	78.4%	90.0%	87.1%
		6,600	6,500	7,160	7,160	6,200	6,500
		1,684	4,199	5,720	6,753	7,906	5,371
		-	-2,301	-1,440	-407	1,706	-1,129
		-	64.6%	79.9%	94.3%	127.5%	82.6%
		-	-1521	-1033	-1153	2535	-811
		-	73.4%	84.7%	85.4%	147.2%	86.9%
		2,100	2,300	2,300	2,400	2,300	2,000
		552	1,290	1,423	1,776	2,147	2,413
		-	-1,010	-877	-624	-153	413
		-	56.1%	61.9%	74.0%	93.3%	120.7%
		-	-133	-353	-371	-266	-48
		-	90.7%	80.1%	82.7%	89.0%	98.0%






